

2019年6月14日

お客さま各位

福井市順化1丁目6番9号
株式会社 福邦銀行

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への
休眠預金等の移管に関する公告

株式会社福邦銀行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます)。(2018年1月1日法施行)第3条第1項に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告いたします。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、福邦銀行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭(休眠預金等代替金)の支払いを受けることができます。

ご不明な点は、福邦銀行のお取引店舗までお問い合わせください。

1. 対象となる預金等

2009年1月1日から2009年12月31日までの間に最終異動日等のあった預金等

2. 預金保険機構への納付予定日

2020年3月16日(月)

以上